

ドナーに対する本人確認についてのお願い

このたび、面談時にコーディネーターが、ドナー本人であることを証明できる書類等の提示を求め、確認させていただくこととなりました。

ご理解・ご協力の程お願い申し上げます。

なお、証明書等でご本人確認ができない場合、コーディネートを進めることができない場合があります。

また、証明書等の発行手数料は自己負担となりますので、ご了承ください。

1) 確認書類

次のいずれか1点（氏名の記載のあるものに限ります）

- 運転免許証、○旅券（パスポート）、○写真付き住民基本台帳カード
- その他免許証等、官公庁や特殊法人等が発行した身分証明書で写真付のもの
- 健康保険・国民健康保険または船員保険等の被保険者証、○共済組合員証
- 国民年金手帳、○年金手帳・年金証書（共済年金、厚生年金、船員保険年金）
- 戸籍謄抄本（戸籍の附票の写しが添付されているもの）、○住民票の写し（3ヵ月以内）、
- 住民票記載事項証明書（3ヵ月以内）
- 学生証・会社の身分証明書・公の機関が発行した資格証明書で写真付のもの

2) 経緯等

これまで、ドナー登録時の HLA とコーディネート開始後に実施される HLA 検査結果により本人確認としていました。

しかし、国際基準および公的骨髄バンク事業におけるコーディネートシステムの信頼性・安全性担保、ドナー・患者さん双方の保護の観点から、コーディネート進行に際し、ドナー本人確認を行うことが必要とされました。

本制度については世界骨髄バンク機構(WMDA)からも強い要請がありました。また、献血事業においても初回献血時に本人を証明できる書類の提示をお願いしています。